

令和 7 年度屋久島町婚活イベント等開催業務委託仕様書

1 業務名

令和 7 年度屋久島町婚活イベント等開催業務委託

2 目的

人口減少対策の一環として、屋久島町の男女と屋久島町への移住・定住を検討している男女の出会いの場を創出し、屋久島町への移住・定住を促進するとともに結婚や出産の希望を実現できる機会を提供することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日(金)まで

4 業務内容

I イベントの企画立案・運營業務

受託者は以下に掲げる要件を満たすイベントの企画立案・運営を行うこと。

(1) イベントの概要

参加者同士が十分に交流でき、今後の交際への発展に貢献できるような婚活イベントを実施することとする。

(2) 開催場所

屋久島町内

(3) 開催回数

契約締結日から令和 8 年 2 月 10 日(火)までの期間に 1 回

(4) イベントの対象者

- ・ 20 歳～45 歳の結婚を望む独身男女で、屋久島町内に在住している方及び屋久島町内への移住・定住を検討している町外在住の方を対象とする。(学生は除く)
- ・ 年齢はイベント開催日時点の年齢とし、20 歳～45 歳の範囲内で年齢制限を設けることを可能とする。
- ・ 町外在住の方のみを対象としたイベントは認めないものとする。

(5) 募集定員

定員は男女各 10 名程度(男女同数・合計 20 名程度)で設定すること。

※最少催行人数は参加申込状況を鑑み、町と協議のうえ決定するものとする。

(6) イベントの設定

- ・ 屋久島町の観光資源を取り入れた体験イベント等で男女が気軽に交流できる内容とすること。(自然体験、農業体験、釣り体験、スポーツイベント等)
- ・ 原則として、2泊3日(移動日を含む)の行程とし、開催日は土・日曜日を含めるものとする。(金・土・日曜日もしくは土・日・月曜日)
- ・ イベントの集客及び参加者の満足度向上を図るため、集客力が高いと思われる時期や参加したいと思えるプログラムを設定すること。
- ・ 屋外での開催の場合、雨天時における対応も想定したプログラムを設定すること。
- ・ 飲食を伴うイベントについてはアルコール類の提供を認めるものとする。
- ・ 参加者に配慮し、集客につながるようなイベント名を提案すること。

(7) 参加費について

- ・参加者が実費で負担すべき費用については参加費用として徴収することとし、金額は町と協議のうえ決定し、料金の管理は受託者が行うこと。高額な料金を設定することで本来の目的である事業の執行の妨げにならないよう注意すること。なお、参加費を充当する経費は委託料に含めないものとし、別途内容を示すこと。
- ・参加費用は当日現金で徴収し、参加費用の事前徴収は認めない。また、参加費用を徴収したとき、受託者は参加者に領収証を発行する。

(8) イベントの運営について

- ・当日のスタッフの配置、参加者の受付、案内、司会進行等、イベントの進行に必要なすべての業務を行うこと。
- ・会場の借上げ、会場の設営及び撤去、バス等の移動手段の手配、駐車場の確保、イベントに必要な備品等の調達・管理等、すべて受託者の責任において行うこと。
- ・イベントの運営に関わる関係者と事前に調整を行い、当日の運営に支障のないようにすること。
- ・事故や参加者間のトラブルが発生しないよう、安全管理を十分に行うこと。
- ・その他、イベントの運営に付随する業務を行うこと。

II イベントの広告宣伝・募集業務

屋久島町民全体及び町外参加対象者に周知が行き届くよう、様々な媒体を活用した広報活動を実施し、参加者の募集・申込受付（キャンセル対応含む）を行うこと。広告媒体については、WEB 広告や SNS など効果的な手法を提案すること。また、募集チラシやポスター等を作成することとし、作成部数や配布先など具体的な内容を示すこと。

募集にあたっては、以下の要件を遵守すること。

- (1) 募集期間等、募集に係る内容については、町と協議のうえ決定すること。
- (2) 男女比及び年齢層に大幅な偏りがでないよう工夫すること。
- (3) 参加者が定員に満たない場合は参加者の確保に努めること。
- (4) 参加者からの問い合わせについては、連絡先（電話や電子メール等）を定め、対応すること。
- (5) 町外男女の参加募集については、屋久島町への移住・定住を検討されている方を訴求する内容であること。
- (6) 参加申込方法は、書面での申込及び WEB 上での申込（申込フォーム等）の両方を可能にするなど、簡単に申込手続を行える方法を提案すること。
- (7) 申込内容に虚偽の申告等がないか審査し、申込者の参加要件の確認を行うこと。
- (8) 申込者に対し、参加の決定・不決定、当日の日程等を随時連絡し、連絡不備によるトラブルが発生しないよう努めること。
- (9) 定員を超える参加申し込みがあった場合は、屋久島町内に在住している方を優先した上で、抽選で参加者を決定すること。また抽選結果は申込者全員に対して通知すること。
- (10) 参加者には、原則として参加にあたっての条件等を記載した宣誓書の提出を求めるものとする。宣誓書の内容や提出方法は、受託決定後に町との協議により作成する。
- (11) 募集期間終了後は、参加予定者について名簿を作成し町に報告すること。

III 参加者のサポート業務

イベントでの体験をより良いものとするため、必要なコミュニケーション力やマナー、身だしなみ、イベント当日の不安解消、自身の魅力を十分にアピールできる方法等、有用なスキルや考え方を身に付けるために参加者に対し助言を行う等、参加者のサポートを実施すること。

IV イベント実施後のフォローアップ業務

(1) アンケートの実施

- ・ イベント終了後、参加者に対するアンケートを実施すること。内容については事前に町の確認を取り実施すること。
- ・ 多くの参加者から回答が得られるよう WEB 上で行うなどの工夫を行うこと。
- ・ 参加者の結婚に対する意識調査や、本事業に対する満足度調査の内容を盛り込み、集計・分析などを行うこと。

(2) 状況調査の実施

イベントの1ヶ月後を目途にカップル成立した方の進展状況を確認するための経過調査を行い、調査後、速やかに委託者へ報告すること。

5 委託料に係る対象経費等について

(1) 対象経費に含まれるもの

ア 委託料の対象経費は、委託事業に係る一切の費用（イベント企画・運営費、謝礼、旅費(受託関係者)、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、各種使用料、人件費、借上料、保険料等）とする。

イ 町外参加者の宿泊費については、催行期間中（2泊分）については対象とし、その期間の宿泊予約は受託者が行うものとする。一般的な料金設定の宿を選定すること。また、男女の宿泊先は分散させること。

(2) 対象経費に含まれないもの

ア 備品購入費は対象としない。（リースやレンタル対応とすること。）

イ 参加者は現地集合とし会場までの交通費、イベント実施時の飲食費や施設の入場料などは対象としない。

ウ 町外参加者の催行期間以外の前泊・後泊分の宿泊費は対象としない。

6 参加費を充当する経費について

(1) 飲食費

(2) 施設の入場料、見学科、体験料等

(3) 景品代（イベントの一環として参加者に送るものに限る。ただし必要以上に高価な景品を用いることはできない）等とし、事業報告書において別途内容を示すこと。

(4) その他参加者が個人に消費し、参加者が負担することが適当な費用

7 事業完了報告書の提出

受託者は、業務終了後、事業完了報告書を1部提出すること。

事業完了報告書には、開催内容、実施日時、実施会場、参加人数、状況報告（イベントの進行状況やマッチング成立数等）、状況写真、アンケート結果、広報等の状況を報告すること。また、要した経費について、委託料部分は対象外経費が含まれていないよう記載し、参加料を充当する経費についてはその内容を別途示し報告すること。

8 その他

(1) 業務内容全体において、旅行業法等関係法令を遵守した内容とすること。

(2) イベント実施中は、参加者の安全確保に十分注意し、不測の事態にも対応できる人員体制を整えること。また、参加者を対象としたイベント保険に加入すること。

(3) 受託者は委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで業務を実施すること。

(4) いわゆるサクラ（偽物の参加者）や既婚者が参加するなど、事業本来の趣旨を損なわないよう厳正な運営を行うこと。

(5) イベント開催時には、顔写真付きの公的証明書等により参加者の本人確認を行うこと。

(6) 必要に応じて、感染症対策の感染防止対策を行うこと。

- (7) イベント参加者からの相談は真摯に対応すること。
- (8) イベント後につきまとい等迷惑行為が起きないように対策を講じること。

9 受託者の責務

- (1) 受託者は常に善良なる管理者の注意義務をもって業務を遂行すること。
- (2) 受託者は本業務の遂行にあたり、委託者及び第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものは、発注者の責任とする。

10 委託料の支払い

委託料は一括払いとし、受託者は事業報告書を提出し、検収に合格後、委託料を書面により請求すること。委託者は、当該請求を受領後 30 日以内に支払いを行うものとする。

11 個人情報保護、秘密の保持

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、委託者の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

12 留意事項

- (1) 性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態等があることなどに配慮すること。
- (2) 性別役割分担意識等の特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがないように注意すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、双方協議の上、誠意をもって対応するものとする。
- (4) 本業務に係る内容は、委託者と受託者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定することとする。
- (5) 受託者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。
- (6) 募集人数に満たないなど、事業報告書に添付された収支精算書と見積内訳に明らかな乖離がある場合は、委託料の減額があることに留意すること。